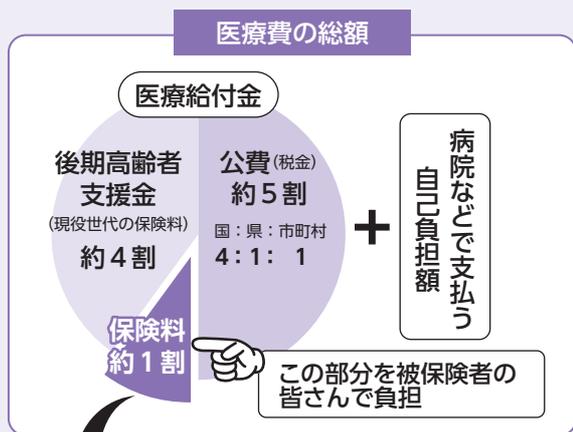


**後期高齢者医療保険料額
決定通知書を送ります**

7月中旬に、被保険者（加入者）へ令和7年度の保険料のお知らせ（後期高齢者医療保険料額決定通知書）を送ります。

保険料は、世帯の状況と令和6年中（令和6年1月1日～12月31日）の所得金額により決まります。

県内どの地域でも同じ基準で算定され、加入者一人一人にかかります。※令和7年4月1日時点の世帯（75歳になる人、県外から転入した人などは、その時点）が基準です。



保険料額（年額） 均等割額と所得割額の合計 ※限度額80万円、10円未満切り捨て	=	均等割額（定額） 6万4円 ※世帯の所得に応じて軽減措置があります	+	所得割額（所得に応じてかかる額） $\left[\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額}^* \right] \times 11.83\%$
---	---	--	---	---

※基礎控除額とは、合計所得金額が2400万円以下の場合43万円です。2400万円を超える場合は異なります。

$$\text{総所得金額等} = \left[\text{公的年金等収入} - \text{公的年金等控除額} \right] + \left[\text{給与収入} - \text{給与所得控除額} \right] + \left[\text{その他の収入} - \text{必要経費} \right]$$

保険料の軽減措置

●所得の低い人の軽減（均等割額の軽減） 世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額 ^{※1} の合計額	令和7年度	
	軽減割合	均等割額の年額
43万円（基礎控除額）+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{※2} 以下	7割	1万8001円
43万円（基礎控除額）+ 30.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{※2} 以下	5割	3万2円
43万円（基礎控除額）+ 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{※2} 以下	2割	4万8003円

※1 軽減対象所得金額とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金については「公的年金等収入 - 公的年金等控除額 - (最大) 15万円」となるなど、例外があります。

※2 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち2人以上が、給与所得または公的年金に係る所得を有する場合に適用されます。

●社会保険[※]の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、社会保険[※]の被扶養者だった人の保険料は、制度加入後から2年間に限り、均等割額の軽減措置（5割軽減）を受けることができます。また、所得割額はかかりません。

※社会保険には国民健康保険・国民健康保険組合は当てはまりません。

保険料の減免

災害や失業などにより保険料の納付が困難となった場合は、申請により減免を受けられる場合がありますので、相談してください。